

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年7月5日（平成29年（行情）諮問第282号）

答申日：平成29年9月26日（平成29年度（行情）答申第245号）

事件名：「新しく学校教育法が施行された後において旧の学校教育法を業務として使用することができる」と判断している教育委員会名が分かる文書」の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「新しく学校教育法が施行された後において旧の学校教育法を業務として使用することができる」と判断している教育委員会名が分かる文書（特定課に対する開示請求）」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年2月22日付け27受文科総第2808号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求時まで何回も特定教育委員会の事例を説明している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求に係る対象文書について

本件に係る開示請求は、「新しく学校教育法が施行された後において旧の学校教育法を業務として使用することができる」と判断している教育委員会名がわかる文書（特定課に対する開示請求）」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、どのような文書を求めているのか特定できなかったため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める審査請求がなされたところである。

#### 2 本件対象文書について

本件開示請求は、学校教育法が改正・施行された後も改正前の学校教育

法に基づいて業務を行っている教育委員会が存在し、文部科学省において保有しているとの考えから行われたものと思われる。しかし、開示請求書で示された内容からは、いつ頃改正された学校教育法に関するところか、どの教育委員会で、いつ頃業務として行っていたか判断できなかったため平成28年12月2日及び平成28年12月26日付けで本件対象文書を特定するための補正依頼書を送付したものの、回答がなく、どのような文書を求めているのか判断出来ないことから原処分を行った。

審査請求人は、開示請求時まで何回も特定教育委員会の事例を説明していると主張している。確かに開示請求時ではないものの来省時に何度か審査請求人から口頭での説明はあったものの、本件開示請求に対しての説明ではなく、従前からの審査請求人からの主張であり、文書の特定のための説明ではなかったことから補正依頼書にてどの教育委員会がいつ頃使用した文書であるのか、また、いつ頃改正された学校教育法であるのか特定を求めたが、回答がなかった。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示決定処分の取消しを求める。」と主張しているが、以上で述べた通り文書が特定出来ないためとした原処分は妥当であるものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月4日 審議
- ④ 同月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、審査請求人に、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったため、本件開示請求には、行政文書の特定が不十分という形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

- (1) 諮問庁は、本件開示請求は、学校教育法が改正・施行された後も改正前の学校教育法に基づいて業務を行っている教育委員会が存在し、文部科学省において保有しているとの考えから行われたものと思われるが、開示請求書で示された内容からは、いつ頃改正された学校教育法に関するところか、どの教育委員会で、いつ頃業務として行っていたか判断でき

なかったため、平成28年12月2日及び同月26日付けで本件対象文書を特定するための補正依頼書を送付したものの、回答がなく、どのような文書を求めているのか判断出来ないことから原処分を行ったものである旨説明する。また、開示請求時まで何回も特定教育委員会の事例を説明している旨の審査請求書の記載については、当該説明は本件開示請求に対しての説明ではなく従前からの審査請求人からの主張であり、文書の特定のための説明ではなかったことから補正依頼書で文書の特定を求めたものである旨説明する。

- (2) 当審査会において、諮問庁に対し、本件開示請求時の審査請求人に対する求補正に係る記録の提示を求め、その内容を確認したところ、諮問庁が説明するとおり、本件開示請求を受けてから原処分を行うまでの間に、本件開示請求書の記載のみでは文書特定ができないと判断し、審査請求人が開示を求める文書の内容確認を求める依頼（求補正）を2回にわたり文書で行ったものの、回答期限までに審査請求人からの回答は提出されていないことが認められ、期限までに回答がなかったことから不開示決定を行った原処分は妥当であるとする諮問庁の上記（1）の説明は、首肯できる。

したがって、本件対象文書については該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司